

Progress～進歩～

一期一会



緊急事態宣言が全国で解除されましたが、まだまだ油断ができない状態が続いています。日々新たな補助金・助成金制度等が追加されています。今月は令和2年度第二次補正予算の成立に伴い追加された、家賃支援給付金についてご案内させていただきます。また、岡山県事業継続特別支援金についてのご案内もさせていただきます。今後変更や新たな制度が追加される可能性がございます。補助金・助成金の申し込みをされる場合には、各制度のリーフレットなどをご確認ください。



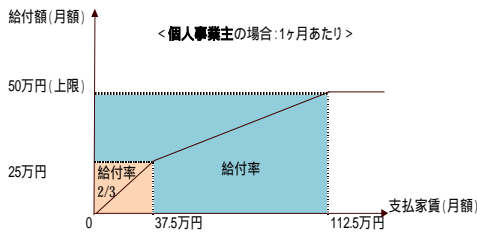
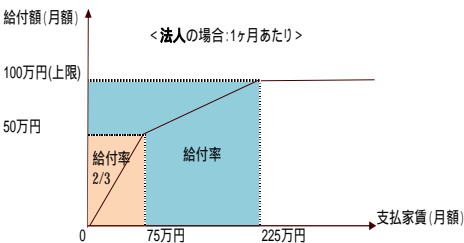
家賃支援給付金について

新型コロナウイルス感染症の拡大を契機とした自粛要請等によって売上の急減に直面する事業者の事業継続を下支えするため、固定費の中で大きな負担となっている地代・家賃の負担を軽減することを目的として支給される制度です。

<給付対象者>
中堅企業・中小企業・小規模事業者、個人事業者等であって、**令和2年5月～12月**において以下のいずれかに該当する方に、給付金を支給されます。
いずれか1ヶ月の売上高が前年同月比で**50%以上減少**
連続する3ヶ月の売上高が前年同月比で**30%以上減少**

1か月の売上が前年同月比で50%以上減少の要件は、持続化給付金と同様ですが、対象期間が異なる点にご注意下さい。
家賃支援給付金 令和2年**5月～12月**
持続化給付金 令和2年**1月～12月** が、対象期間となっています。

<給付額>
申請時の直近の支払家賃（月額）に基づき算出される給付額（月額）の**6倍（6ヶ月分）**が支給されます。給付率・給付上限額は下図の通りです。



例えば月額家賃が150万円・令和2年5月の売上が前年同月比で50%以上減少だった場合の、法人・個人事業主の給付される金額は...

<法人の場合>
(75万円までの部分)
75万円 × 2/3 = 50万円
(75万円を超える部分)
150万円 - 75万円 = 75万円
75万円 × 1/3 = 25万円
50万円 + 25万円 = 75万円 75万円 < 100万円 (上限) なので、75万円 × 6ヶ月分 = **450万円** が支給されます。

<個人事業主の場合>
(37.5万円までの部分)
37.5万円 × 2/3 = 25万円
(37.5万円を超える部分)
150万円 - 37.5万円 = 112.5万円
112.5万円 × 1/3 = 37.5万円
25万円 + 37.5万円 = 62.5万円 62.5万円 > 50万円 (上限) なので、50万円 × 6ヶ月分 = **300万円** が支給されます。



令和2年6月30日現在では、申請方法・申請時期・必要書類等明らかになっておりません。
今後の情報に注意して頂ければと思います。
(参考元: 経済産業省 https://www.meti.go.jp/covid-19/support/00/00_01.pdf)

特別定額給付金について

国民1人につき10万円が給付される特別定額給付金ですが、申請された方への給付がすでに始まっています。この給付金は、**非課税所得**に該当します。

倉敷市の場合は現在郵送での申請のみの受付となっております。また、申請期限が令和2年8月21日(金曜日)となっておりますので、ご注意ください。(令和2年6月25日現在の情報です)
各自治体のHP等ご確認のうえ、更新される情報をご確認下さい。

<7月カレンダー>

| | | |
|----|---|--|
| 10 | 金 | *6月分源泉所得税・住民税特別徴収額の納付期限 *1月～6月分源泉所得税の納付期限(納期特例適用者) *労働保険年度更新申告書 提出期限(令和2年8月31日まで延期) |
| 15 | 水 | *社会保険算定基礎届 提出期限 *所得税予定納税額の滞納申請期限 |
| 31 | 金 | *所得税の予定納税額の納付期限(第1期分) *5月決算法人の確定申告・納付期限 *11月決算法人の中間申告・納付期限 *6月分の社会保険料の納付期限 *消費税等(4期)の納付期限(消費税年税額400万円超の8・2月決算法人) |

岡山県事業継続特別支援金について

持続化給付金は、1事業者あたり200万円を上限に給付されることから、比較的小規模な事業には高い効果が認められますが、規模が大きくなるに従い効果が限定的となる傾向にあります。このため、岡山県事業継続特別支援金制度を創設し、多くの従業員を雇用している中堅・中小企業に対して、従業員数に応じた支援金を給付するものです。
(岡山県HP: [岡山県事業継続特別支援金についてから一部抜粋](http://www.pref.okayama.jp/page/665757.html))

- <対象者> 次の要件を全て満たしている者
- 1 国の持続化給付金の給付を受けた事業者
 - 2 県内に主たる事業所 1を有する会社法上の会社(株式会社、合名会社、合資会社、合同会社、有限会社)及び個人事業者
 - 3 令和2年3月末、4月末又は5月末のいずれかの時点において、雇用保険法で規定する被保険者数(以下、「被保険者数」)が21人以上である事業者
 - 4 下記(1)から(4)に該当しない事業者
- (1) 既に支援金の交付を受けた事業者
(2) 会社の役員等又は個人が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している事業者
(3) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条に規定する営業を行う事業者
(4) 本支援金の趣旨及び目的に照らして適当でないと思事者が認める事業者

- 1 会社の場合は、法人税確定申告書別表一に記載された納税地
個人事業者の場合は、所得税の青色申告決算書に記載された住所

<支援内容>
被保険者一人あたり2万円を支給(上限は1千万円)

申請書類一覧(チェックリスト)

- 1 岡山県事業継続特別支援金交付申請書兼実績報告書
- 2 誓約書
- 3 主たる事業所の所在地がわかる書類
・会社: 直前の事業年度の法人税の確定申告書別表一の写し
・個人事業者: 令和元年度所得税の青色申告決算書 1枚目の写し
- 4 国の持続化給付金の給付通知書の写し
- 5 雇用保険適用事業所情報提供請求書
- 6 役員名簿
- 7 振込先口座を確認できる書類
会社: 会社名義の振込先口座の通帳の写し
個人事業者: 申請者本人名義の振込先口座の通帳の写し

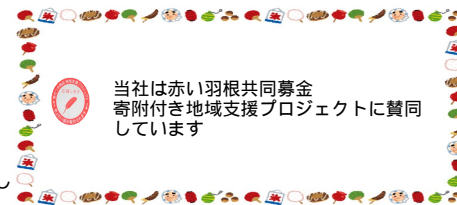
<受付期間>
令和2年6月26日(金)から令和3年3月1日(月)まで 当日消印有効

<提出方法>
郵送による提出 オンライン受付はありません

<宛先>
〒700-8570 岡山市北区内山下二丁目4番6号
岡山県事業継続特別支援金受付係

窓口による対面受付は行われていません。
申請に関するお問い合わせは、電話で対応されるようです。TEL: 086-226-7924

上記の情報は令和2年6月25日現在のものです。
今後の情報にご注意下さい。
(参考元: 岡山県事業継続特別支援金制度HP: <https://www.pref.okayama.jp/page/665757.html>)



当社は赤い羽根共同募金
寄附付き地域支援プロジェクトに賛同
しています

